
通信販売の相談件数が増加傾向です！ その通信販売は大丈夫？

（消費者庁HPより注意喚起）

消費者庁では、インターネット通信販売を中心とした通信販売(以下「通販」といいます)分野に関する消費生活相談件数が**増加傾向**にあることを踏まえ、通販に関する規制及び執行を強化しています。

通信販売業者は、通信販売の「**最終確認画面**」において、顧客が「注文確定」の直前段階で、各契約事項（分量、販売価格、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込みの撤回・解除に関すること、申込期間）を簡単に確認できるように表示する義務があります。

通信販売で商品等を購入する場合には、**最終確認画面に表示された契約条件をよく確認してください。**

＊消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

=====
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebook に登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活日曜相談（電話相談のみ）

- 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- 相談電話：097-534-0999

◇ 食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - 相談電話：097-536-5000
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）



通信販売における

“最終確認画面”について



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

通信販売の“最終確認画面”においては、顧客が“注文確定”の直前段階で下記の各契約事項を簡単に最終確認できるように表示する必要があり、これらを表示していない場合やこれらを誤認させるような表示をする場合は、特定商取引法**違反**です

① 分量

商品の数量、役務の提供回数等のほか、定期購入契約の場合は各回の分量も表示

② 販売価格・対価

複数商品を購入する顧客に対しては支払総額も表示し、定期購入契約の場合は2回目以降の代金も表示

③ 支払の時期・方法

定期購入契約の場合は各回の請求時期も表示

④ 引渡・提供時期

定期購入契約の場合は次回分の発送時期等についても表示
(顧客との解約手続の関係上)

⑤ 申込みの撤回、解除に関すること

返品や解約の連絡方法・連絡先、返品や解約の条件等について、顧客が見つけやすい位置に表示

⑥ 申込期間 (期限のある場合)

季節商品のほか、販売期間を決めて期間限定販売を行う場合は、その申込み期限を明示



事業者側が上記事項について、消費者に誤認を与える表示を行った場合、誤認して申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります



消費者庁
ウェブサイト

更なる詳細について、こちらのサ

イトで解説しております。

ガイドライン等も掲載しておりま

すので御参照・御活用ください。

※ 最終確認画面とは？

インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します
(注：SNS・チャット型のECサイトも含む)

「これって1回限りじゃないの!？」

通販申込前の確認ポイント



1回限りの購入? 継続的な購入?



**継続的な購入の場合、回数は?
解約しないとずっと続く?**



**解約方法・条件や
返品方法・条件は?**



**継続的な購入の場合、
総額や一定期間での支払額は? ※**

※継続的な購入の場合、1回目の商品価格は安くても、2回目以降の商品価格が高いことがあるので、2回目以降の商品価格や総額をしっかりと確認しましょう。



支払時期や引渡時期は? ※

※継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。